

警 企 甲 達 第 2 号

警 会 甲 達 第 1 号

平成 23 年 1 月 18 日

〔 改正 令和 4 年 7 月 15 日 〕
警 務 甲 達 第 3 1 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における省エネルギー推進要綱の制定について

エネルギー使用の合理化のために必要な措置を総合的に推進し、地球温暖化対策に資するため、「福井県警察省エネルギー推進要綱」を別添のとおり制定したので、実効性のある取組の推進に努められたい。

別添

福井県警察における省エネルギー推進要綱

1 目的

福井県警察における省エネルギー推進要綱（以下「要綱」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）の規定に基づき、県警察が一定量以上のエネルギーを使用する特定事業者として指定されたことから、県警察の業務に関して、エネルギー使用の合理化（以下「省エネ」という。）のために必要な措置を総合的に推進することを目的とする。

2 取組方針

(1) 省エネ目標の設定

県警察の施設全体における年度ごとのエネルギー使用量について、前年度比1パーセント以上の削減を目標とし、各所属は目標達成のための総合対策を推進するものとする。また、施設外で使用するエネルギーについても、前年度のエネルギー使用量に対して抑制に努めるものとする。

(2) 設備の新設及び更新等に対する方針

設備の新設及び更新時には、変圧器、電動機、照明器具、空調機などについて高効率機器を採用する。また、それ以外の場合でも、省エネを推進する設備の導入を進める。

3 対象エネルギー

使用量を削減する対象となるエネルギーは、省エネ法第2条に定義されるエネルギーで、灯油、軽油等の石油製品、ガソリンを含む揮発油、原油を始め、LPGと称される液化石油ガス、都市ガス等の燃料の他、その燃料を起源とする電気を指す。

なお、省エネ法が対象としているのは施設で使用するエネルギーであるが、要綱では施設外で使用するエネルギーも対象とする。

4 用語の定義

要綱で使用する各用語について、次のとおり定義する。

(1) 特定事業者

年度における施設のエネルギー使用量の原油換算値が1,500キロリットル以上であり、国から指定を受けた事業者をいう。

(2) 中長期計画書

3年から5年先までの期間を定めて、省エネ設備の導入計画や省エネ活動の取組計画を規定するものであり、毎年7月末までに国への提出を義務付けられる計画書をいう。

(3) 定期報告書

前年度の施設内のエネルギー使用実績、省エネ活動の実施状況等について、毎年7月末までに国への提出を義務付けられる報告書をいう。

(4) 管理標準

エネルギーを消費する主要な設備について、省エネを推進するための管理及び運用を定めたものをいう。

5 管理体制

県警察のエネルギー管理体制を別表1に示し、詳細は次のとおりとする。

(1) エネルギー管理統括者

エネルギー管理統括者は、警務部長をもって充てる。

エネルギー管理統括者は、県警察の全施設に係るエネルギー管理を行い、設備の新設、改修、撤去等の決定、中長期計画書、定期報告書の取りまとめ等省エネ全般の取組を推進する。

(2) エネルギー管理企画推進者

エネルギー管理企画推進者は、会計課施設担当課長補佐をもって充てる。

エネルギー管理企画推進者は、省エネのための設備の新設、改修、撤去等主に設備面に関する業務並びに中長期計画書、定期報告書の作成及び報告を行う。

なお、エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理士又はエネルギー管理員講習修了者が資格要件であり、資格要件を満たしていない場合は、速やかに資格要件を満たすものとする。

(3) エネルギー管理企画副推進者

エネルギー管理企画副推進者は、警務課DX推進担当課長補佐をもって充てる。

エネルギー管理企画副推進者は、警察職員の省エネ意識向上、各所属における取組方針の遵守状況確認等の業務を行う。

(4) 省エネルギー推進責任者

省エネルギー推進責任者は、所属長をもって充てる。

省エネルギー推進責任者は、所属における省エネに関する目標を設定し、目標達成のための総合対策を推進する。

(5) 省エネルギー推進副責任者

省エネルギー推進副責任者は、次席、副隊長、副校長及び副署長をもって充てる。

省エネルギー推進副責任者は、所属における省エネに関する目標達成に関し、省エネルギー推進責任者を補佐して実務面から各種対策を推進する。

(6) 省エネルギー推進者

省エネルギー推進者は、本部、執行隊及び警察学校の総務補佐、警察署の警務課長及び会計課長をもって充てる。

なお、総務補佐の配置がない所属は、省エネルギー推進責任者が指定した者とする。

省エネルギー推進者は、設備の管理及び運用、所属におけるエネルギー使用量の記録、所属の省エネ活動等を推進する。

(7) 事務局

事務局は、本部警務課（以下「警務課」という。）及び本部会計課（以下「会計課」という。）に置く。

警務課は、省エネ関係法令の周知、各所属に対するエネルギー使用量の把握、省エネ活動推進の指導等を担当し、会計課は、中長期計画書及び定期報告書の作成、報告、省エネ設備の整備、管理標準の作成等を担当する。

6 取組内容

(1) 警察職員による省エネ活動

警察職員は、別表2の事例を参考に省エネ活動を実施する他、各所属独自の省エネ施策に取り組むものとする。

なお、エネルギーを消費する主要な設備の管理及び運用は、エネルギー管理統括者が別途作成する管理標準に従うものとする。

(2) エネルギー使用実績の記録

庁舎管理を担当する所属の省エネルギー推進責任者は、毎月の施設のエネルギー使用量を正確に把握し、所定の要領により記録する。

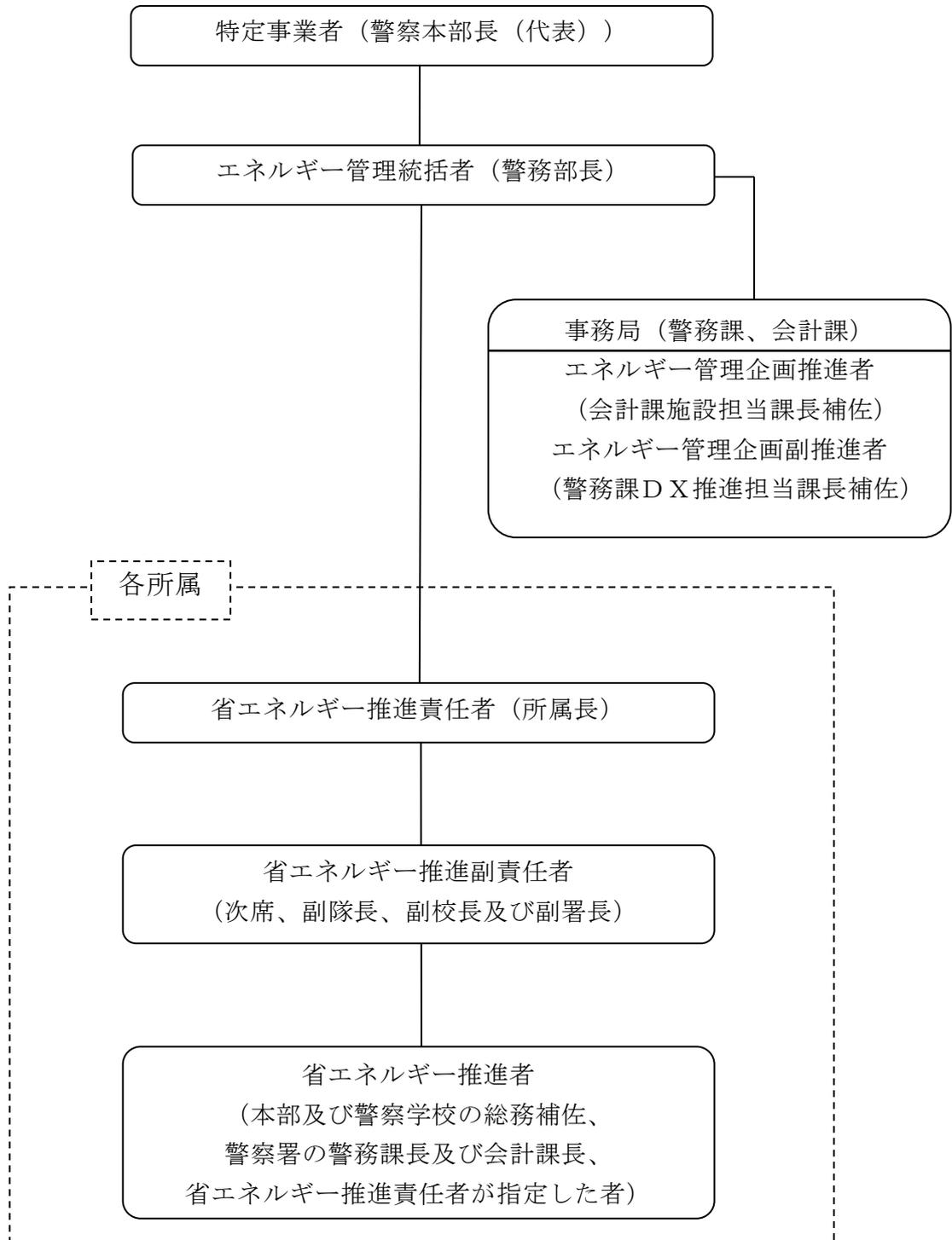
(3) 各所属の取組状況の報告

省エネルギー推進責任者は、4月から9月までの上半期における省エネ活動の取組状況については10月末までに、10月から翌年3月までの下半期における省エネ活動の取組状況については翌年度の4月末までに、別記様式により本部の警務課長を経由してエネルギー管理統括者へ報告するものとする。

(4) その他の報告

エネルギー管理統括者が必要と認める場合は、省エネルギー推進責任者に対して、取組状況の報告を求めることができる。

エネルギー管理体制



省エネ活動事例

1 省エネルギー推進責任者及び同副責任者による省エネ活動

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 目標及び総合対策の設定 | 所属における省エネ目標と目標達成のための総合対策を設定する。 |
| 会議等での指導・教養 | 毎朝点検や招集日など、あらゆる機会を捉えて省エネ活動推進について指導・教養を実施する。 |
| 警察職員による取組の推進 | 所属の警察職員による省エネ活動の実施状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行う。 |
| エネルギー使用実績の点検、評価及び活用 | 省エネルギー推進者が記録したエネルギー使用実績を点検及び評価し、以後の省エネ活動推進のために活用する。 |
| 所属独自の省エネ推進体制の構築 | 各所属において、独自に省エネ担当者（リーダー）を指定するなど、省エネ推進体制を充実させる。 |
| 不必要な会議、イベントなどの見直し | 形式的な会議や、形骸化しているイベントなどの見直しを行い、会議室等の照明や空調の使用を抑制する。 |
| 超過勤務縮減に関する制度の遵守 | 県警で取り組んでいる超過勤務縮減に関する制度に所属全体で参加して、照明や事務用機器の使用量抑制に努める。 |

2 省エネルギー推進者による省エネ活動

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 管理標準の遵守 | 各設備について、管理標準に定められた運転及び管理、計測及び記録並びに保守及び点検を行う。 |
| 総合対策の推進 | 省エネルギー推進責任者が作成した総合対策を実現するため、設備の管理状況の見直しや警察職員への周知を行う。 |
| 警察職員による取組の推進 | 掲示板、文書回覧、注意書き等、様々な方法により省エネ意識の向上を図る。 |
| エネルギー使用量の把握 | 所属の毎月のエネルギー使用量を把握し、正確に記録する。 所属のエネルギー使用量について目標との比較、問題点の分析等を行い、結果を通知して省エネについての意識を向上させる。 |

3 警察職員による省エネ活動

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 管理標準の遵守 | 照明、空気調和設備、昇降機、事務用機器等管理標準が定められた設備について、その中で示されている取組を実施する。 |
| 電気製品の使用 | 電気製品は、必要性を検討して効率的な使用を図るとともに、退庁時など長時間使用しない場合は、電源を切る（コンセントを抜く。）。 |
| 車両の使用 | <p>エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）を心掛ける。</p> <p>通勤に公共交通機関や自転車の利用を促進する。</p> |
| その他 | <p>スイッチに省エネへの注意を呼び掛ける言葉を記したシール等を貼付する（例：「使用後は消灯！」「こまめな電源OFF！」）。</p> <p>「省エネの日」、「省エネ週間」等の期間を定めた取組を計画して実施し、省エネ効果増大や意識向上につなげる。</p> <p>実施日や時間を決めて、当番制で省エネ実施状況の巡回確認を行う制度を作り、「省エネパトロール」等の名称を付けて実施する。</p> <p>クールビズ、ウォームビズを励行する。</p> |

様式省略